

志摩市総合計画審議会条例

平成16年12月27日条例第226号

改正

平成17年3月31日条例第33号

平成28年3月29日条例第9号

志摩市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、市の総合計画に関し必要な事項を調査審議するため、志摩市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 公共的団体等の役職員

(2) 識見を有する者

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱のあった日から総合計画決定の日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、市の職員その他関係者に対し、会議に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、政策推進部総合政策課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月31日条例第33号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月29日条例第9号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。